

海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準について

本学学生の渡航・帰国の判断は、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）によることを原則とする。

【危険情報・感染症危険情報のカテゴリ及び対応】

外務省の危険情報（判断基準）			留学、海外旅行等の対応
カテゴリの表記	危険情報カテゴリの説明	感染症危険情報カテゴリの発出の目安	
レベル1： 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	留学、海外旅行等の渡航を実施又は継続するが、当該旅行者は十分な注意を払う。
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	留学、海外旅行等の渡航は原則として延期又は中止する。渡航中の場合は、特別な注意を払い、十分な安全対策をとった上で、速やかに帰国する。※やむを得ず渡航を継続する場合は、大学と緊密に連絡を取り、現地情報を大学と共有する。
レベル3： 渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	
レベル4： 退避してください。 渡航は止めてください。 （退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	留学、海外旅行等の渡航は延期、中止又は途中帰国する。

感染症危険情報については、4段階のカテゴリごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項が状況に応じて付記された場合には、当該注意事項に基づき学長が別途対応を検討する。

※国際保健規則（IHR）：https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/kokusaihoken_j.html